

気をつけて！あなたを狙う悪質商法 困ったときは、消費生活センターへ

頼んでいない商品が送られてきたり、「絶対もうかるから」と言って投資をせまられたりしたことはありませんか。悪質商法の業者は、狙った人の心のすきや心理につけこみます。契約をするときはその場の雰囲気にならされず、慎重にしましょう。年代に関係なく、インターネット上でのトラブルも増加しています。困ったときには、消費生活センターに相談してください。

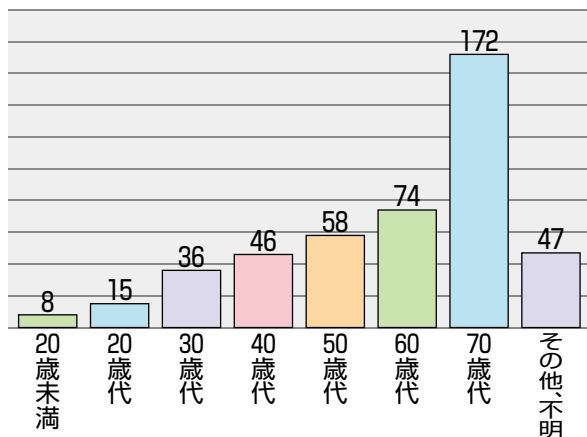


消費生活センター
995-1854

健康食品の購入、 インターネットの利用の相談が最多！

昨年度、消費生活センターにあった相談件数は、昨年並みの456件でした。相談の内容別では、健康食品の購入に関するものとアダルトサイト、出会い系サイト、オンラインゲームなどのインターネット利用に関するものがそれぞれ42件で最多でした。ほかには、社債や未公開株の購入、ファンドなどで高配当をうたった詐欺的な勧誘に関するもの、過払い金の返金や債務整理など多重債務に関する相談が多くありました。年齢別では、60歳以上の相談が全体の54%を占めています。

〈契約当事者の年齢別件数 平成25年度〉

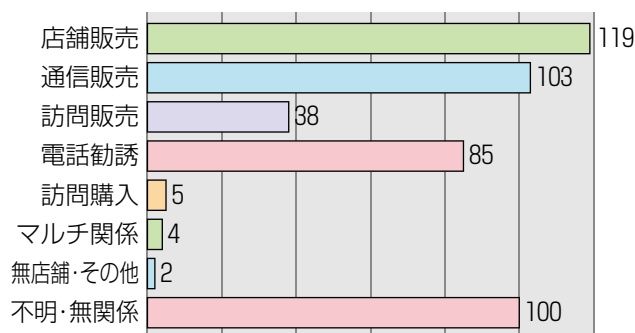


高齢者への強引な電話勧誘に注意

「封筒が送られていないか」という口実で電話をかけ、「もうかる」「後で高値で買い取る」と言って実態の定かでないものに出資を募る詐欺的な勧誘を行う事例があります。また、「注文いただいた健康食品を送ります」と言って注文していない商品を送りつける被害の相談も多く寄せられました。

購入形態でみると通信販売や電話勧誘など相手の見えない契約が増加しています。特にインターネット関連のトラブルは中学生から高齢者まで、あらゆる年代で発生しています。

〈販売購入形態別相談件数 平成25年度〉



契約は慌てず、慎重に

楽してもうかる話は危険です。最近の契約は相手が見えなかったり、内容が複雑になったりしているものが多くなっています。また、強引な勧誘も多くみられます。契約を急がされ、お金を払ってしまうと取り返すのは大変です。契約は慌てずに、家族など周囲の方に相談し、冷静になって契約しましょう。必要でなければはっきり断りましょう。

しまった！と思ったらクーリング・オフ

クーリング・オフは、訪問販売などで商品を買った後でも、一定期間内なら無条件で契約を解除できる制度です。雰囲気にのまれ思わず商品を買った後で、「解約したい」と思ったらクーリング・オフ制度を利用できます。買った商品の種類や販売方法によっては、クーリング・オフできない場合もあります。

困ったときは、消費生活センターへ

消費生活センターでは、日常生活での契約や架空請求、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。専門の相談員が対応します。「おかしいな？」「だまされた？」そんなときはご相談ください。

とき／(月)～(金) 9時～16時

※祝日、年末年始を除く

ところ／市役所1階消費生活センター